

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案の成立に抗議し、新たなたたかいを呼びかけます

2005.11.9

働くもののいのちと健康を守る全国センター第4回理事会

1. 過労死や過労自殺の労災申請が増加するなど過重労働にともなう健康破壊がつづき、一方では製造業を中心とする重大災害が頻発しています。こうした状況を改善するとして厚生労働省は、労働政策審議会の建議を受け、労働安全衛生法等の一部を改正する法案を3月に先の第162通常国会に上程しました。

しかし同法案は、下記の通り過労死・過労自殺の予防対策や重大災害防止対策などとは無縁のもので、かえって事態を悪化させるものです。働くもののいのちと健康を守る全国センターは、同法案の問題点を明らかにし、改善要求をかけたが、全労連や全国過労死を考える家族の会などと共同して国会闘争に全力を上げました。郵政法案の否決による8月の国会解散で同法案は廃案となりましたが、総選挙後に開催された第163特別国会に同法案が再上程され、衆参の厚生労働委員会でもわずか1日の審議で採決され、10月26日の参議院本会議では自民・公明・民主・社民の賛成で成立しました。私たちは、同法案の採決に強く抗議するものです。

2. 同法案の最大の問題点は、過労死・過労自殺の予防対策としての医師の面接指導の要件です。これから出される省令では「月間残業が100時間以上の労働者で本人が申し出た場合に医師の面接指導をおこなう」にすることを厚労省は明らかにしていますが、現行の「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（通達）では、月間残業45時間以上で医師の助言、指導、80時間以上で医師の助言や面接指導を行うことになっており、この防止対策から重大な後退になります。

第2の問題は、正社員を不安定雇用労働者に置き換える雇用政策が進行していますが、製造業における重大災害の最大の犠牲者である下請企業労働者の安全対策です。法案では元請企業の安全管理責任を明確にせず、元請、下請企業の連絡調整を求める内容ですが、これでは重大災害防止対策とはなりえません。

3. 成立した法案の細部は、今後政省令に委ねられることになります。そして法案成立時に全会一致で採択された付帯決議は、省令や今後の厚生労働省の施策に一定の影響を与えるものです。たとえば上記の「月100時間、本人の申し出」は「法による義務」として省令に明記されますが、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の「45時間」「80時間」の基準も「努力義務」として、私たちの運動いかんで残る可能性が付帯決議によって出てきました。またILO155号条約の早期批准も付帯決議に盛り込まれました。ILOの155号条約とそれにもとづく「労働安全衛生マネジメントシステム・ガイドライン」（2002年策定）は、労働安全衛生活動への労働者の参画権、危険作業の就労拒否権、同一事業所で2つ以上の企業の労働者が働く場合は元請企業の安全管理責任を明らかにしています。付帯決議は部分的とはいえ私たちの要求を反映した内容が含まれています。

4. 省令案は12月中にも明らかにされ、労働政策審議会に諮問され、パブリックコメントなどを経て、4月から実施されます。全国センターは厚労省交渉などをもち、よりよい省令が出るように奮闘します。各加盟団体では、パブリックコメントへの意見応募、各事業所で過重労働対策などの後退を許さないたたかいをすすめましょう。地方センターでは労働局交渉などを行いましょう。

加盟団体は当面、以下の2点を重視し、厚労省に働きかけを強めていただくことを呼びかけます。

- (1) 「過重労働による健康障害防止対策の総合対策」にある「月80時間以上の残業で医師の面接指導」「月45時間以上の残業で助言、指導」の内容を、省令に明記すること。
- (2) 同一事業場で2つ以上の企業労働者が多数混在している場合は、労安法第30条(特定元方事業者等に講ずべき措置)を適用し、元請事業者の安全管理責任を明確にすること。ILO155号条約を早期に批准すること。

以 上